

11 税金

(1) 所得税・市民税・県民税における所得控除

所得税額、市民税・県民税額を算出する際、総所得金額等から基礎控除・配偶者控除・扶養控除等が控除されます。障害者控除もこの所得控除の一つで、本人が障害者であるとき、又は控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者がいるときに認められる控除です。

この控除を受けようとする方は、給与所得者の場合は、年末調整の際に勤務先へ、それ以外の方は、確定申告又は市民税・県民税申告をすることになります。控除対象者は、次のとおりです。

区 分		対象者及び内容	控除の額	取扱窓口
所得税	障 害 者	身体障害者手帳(3～6級) 療育手帳(Bの1・2) 精神障害者保健福祉手帳 (2・3級)	27万円	成田税務署
	特別障害者	身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(Aの2以上の重度) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	40万円	
	同居特別障害者	控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。	75万円	
市民税・県民税	障 害 者	身体障害者手帳(3～6級) 療育手帳(Bの1・2) 精神障害者保健福祉手帳 (2・3級)	26万円	市役所 課税課
	特別障害者	身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(Aの2以上の重度) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	30万円	
	同居特別障害者	控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。	53万円	

※ 前年の合計所得が135万円以下の障害者については、市民税・県民税・森林環境税が非課税となります。

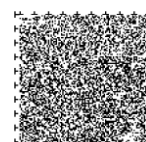


(2) 相続税・贈与税・事業税における控除及び非課税の範囲

名 称	対 象 者 及 び 内 容	取 扱 窓 口
相 続 税	85 歳未満の障害者が、相続により財産を取得した場合、その障害の程度及び年齢に応じて相続税から控除があります。	成田税務署
贈 与 税	特別障害者を受益者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額を限度として非課税となります。	
事 業 税	重度の視覚障害者が行う、あんま・はり等の医業に類する事業は、非課税となります。	佐倉県税事務所

【問い合わせ先】

・ 所得、相続、贈与税	成田税務署	TEL 0476-28-5151
・ 事業税	佐倉県税事務所	TEL 043-483-1114
		FAX 043-486-9411
・ 市民税・県民税	課税課市民税班	TEL 0476-93-0443
		FAX 0476-93-7810



(3) 自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・

軽自動車税（種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

1) 対象自動車 障害者自ら所有し運転する自動車又は障害者と生計を一にする者（家族等）が障害者等のために運転する車
（障害者等一人につき一台に限られます。）

2) 対象者

①身体障害者（障害の区分ごとの級により制限があります。）

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	
視覚障害	1～3 級、4 級の 1	じん臓機能障害	1 級、3・4 級	
聴覚障害	2・3 級	呼吸器機能障害	1 級、3・4 級	
平衡機能障害	3 級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3・4 級	
音声機能又は言語機能障害	3 級(喉頭摘出のみ)	小腸機能障害	1 級、3・4 級	
上肢不自由	1・2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級	
下肢不自由	1～6 級	肝臓機能障害	1～4 級	
体幹不自由	1～3 級、5 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2 級
心臓機能障害	1 級、3・4 級		移動機能	1～6 級

② 療育手帳の交付を受けた者で、㉠（㉠の 1、㉠の 2）又は A の 1 の者並びに A の 2 で音声・言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に 3 級と記載のある者

③ 戦傷病者（障害の区分毎の級により制限があります。）

④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の障害者手帳の交付を受けている者（1 級）

3) 申請書提出期限

① 自動車税（種別割）（下記の期限のうち、いずれか遅い日）

- ・ 納税通知書に記載された納期限（通常 5 月 31 日）
- ・ 自動車を登録した日又は障害者手帳等の交付日から 1 か月以内
- ・ 減免を受けていた車の抹消登記日から 1 か月以内

※ 申請期限を過ぎた場合は、翌年度から減免されます。

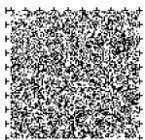
② 自動車税（環境性能割）登録日から 1 か月以内

③ 軽自動車税（種別割）

（毎年、納入通知書受領後、納期限まで（課税課））

※ 申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

④ 軽自動車税（環境性能割）登録日から 1 か月以内



4) 提出書類（「自」は自動車税（種別割・環境性能割）、「軽自」は軽自動車（種別割・環境性能割）
個人番号（マイナンバー）が分かるもの

項 目	本人所有で 本人運転		家族（※）所有で 本人運転		本人又は家族 （※）所有で家族 運転		所有者・運転者が 家族（※）で所有 者と運転者が別		単身者の所有で常 時介護者運転		所有者が身障者の みの世帯で常時介 護者運転	
	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自
身体障害者手帳等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車検査証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運転免許証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑（納税義務者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票（世帯全員）			△ *2	△ *3	△ *2	△ *3	△ *2	△ *3				
使用目的を証する書類			△ *2	△ *3	△ *2	△ *3	△ *2	△ *3				
生計同一証明 *1			○	△ *3	○	△ *3	○	△ *3				
常時介護証明書 *4									○	○	○	○
納税通知書		○		○		○		○		○		○

※家族とは、住民票上の同一世帯の親族

*1 身体障害者手帳、療育手帳の場合は社会福祉課
戦傷病者手帳の場合は印旛健康福祉センター
精神保健福祉手帳の場合は印旛保健所 が証明書を発行します。

発行に当たっては、必要書類等についてお問い合わせください。

- *2 △は、自動車税（種別割）に係る生計同一証明書が発行されない場合に、これに代わるものとして必要となります。
- *3 △は、軽自動車税（環境性能割）の場合のみ必要となる場合があります。
- *4 常時介護とは継続して（一年以上）週3回以上、通院・通学の目的に使用する場合のみ該当します。発行は、社会福祉課となります。

以前に課税免除されていた自動車等があり、買替え等により新たに課税免除等を受ける場合、その車の移転又は抹消後の自動車検査証（写）も必要となります。

【詳細についての問い合わせ先】

- ・ 自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）

佐倉県税事務所

TEL 043-483-1403

FAX 043-486-9411

- ・ 軽自動車税（種別割）

課税課市民税班

TEL 0476-93-0443

FAX 0476-93-7810

